

令和6年第2回環境審議会 事前質問・意見

No.	委員	案件	意見・質問	内容	回答・事務局の見解
1	村山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	p. 74の「将来像の実現」に向けた図は、人と環境（生活環境・自然環境・地球環境）の関係を各分野の取り組みを通じて改善・適正化していくイメージ、また、分野間には相互関係があるイメージを提示しており良いと思います。一方、「分野横断」的な取り組みを行う際は、複数分野の相乗効果を狙って施策を組み立てるだけでなく、複数分野のトレードオフを解消することも必要です。また、複数分野の相乗効果の発揮とトレードオフの解消を総合的に検討し、計画に落とし込んでいくことも求められるでしょう。p. 82の「地域での統合的な課題の解決」はこの総合的な検討を世田谷区内の適切な単位で実施していく取り組みであると捉えることができます。そこには、地域（＝身近な生活環境）の『まちづくり』として取り組むアプローチと世田谷区全体の自然環境をいくつかの視点から改善していくアプローチの2つがあると考えています。以上のポイントを押さえることができないでしょうか。	
2	村山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	p. 78の図は、(1)人への働きかけと(2)人の暮らしや営みを取り巻く社会の構築を通じて「めざす将来像の実現」を図るイメージかと思いますが、やや分かりにくい印象を受けます。ここは、例えば、(a)人（個人や団体（事業者を含む））の行動変容を促す働きかけと(b)人（個人や団体（事業者を含む））の活動の場である都市の物的環境（モノ）と社会的環境（仕組み）の整備、の2つに整理することが考えられます。さらに、(a)と(b)を地域および世田谷区全体の2つの空間スケールで統合的に取り組んでいくのが(c)「地域での統合的な課題の解決」であると位置付けることができます。このように再整理できないでしょうか。	
3	村山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	上記2点で登場する「地域での統合的な課題の解決」については、世田谷区の都市計画系の地区街づくり・地域まちづくりと連携すると良いと考えています。都市計画系から見ると、これまでの地区街づくり・地域まちづくりに多分野に渡る環境の取り組み（人と環境の関係を改善・適正化していく取り組み）を即地的に具体化し、計画に位置付け、ハードおよびソフトの施策を多主体参加の下で展開していく仕事になります。これは世田谷区の地区街づくり・地域まちづくりの伝統をさらに発展させる先駆的な取り組みになると思います。	
4	菅井委員	開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について	質問	「日本学園中学校・高等学校再整備事業新棟建設その他改修工事」の事業者との協議が終了した事業の報告ですが、ネット情報では工事着工は2024/02/01となっていました。報告資料には、幹事会から「エネルギー使用の合理化については現状の評価より高まるようにさらに努めて頂きますようお願いします」と意見が出された、と記載があります。この要請は工事着工前に事業者に受け入れられ、エネルギー使用の合理化が改善されたのか教えてください。	太陽光発電パネルの設置については、コスト的に難しいとの回答を事業者からは一旦頂いたことから、国・都他の助成金を紹介するとともに、所有者が自前で設置し補助金を得る方法の他に、リース方式やPPA事業により初期投資ゼロで設置する方法などをお伝えし、事業者に検討をいただいています。
5	菅井委員	開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について	意見	協議終了と工事着工の時系列を把握するため、各事業について事業者との協議が終了した日、あるいは「手続終了通知書および評価結果通知書の発行日」を報告資料に記載するようにお願いします。	「開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について」の資料の「事業名・事業者」の欄に、「手続終了通知書および評価結果通知書の発行日：令和6年1月24日」を追記いたしました。
6	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	意見	現在進めている「環境基本計画」を検討していく過程において、環境政策部の今年度の取組状況を確認することが重要であると考えます。また令和5年度の主な事務事業との継続性についても確認したいと思います。	
7	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	意見	●脱炭素地域づくりの検討・推進 記載内容が令和5年度と全く同じですが、「脱炭素先行地域への応募を視野に入れた脱炭素地域づくりを促進する」については、環境政策課が成城・砧地域をすでに選定して地元へのアンケート、説明会、議会への説明などを実施しています。ソーラーパネル設置の構想について地元の声は必ずしも前向きに受け止めていないようです。「住民や大規模需要家、商店街などの地域における様々なステークホルダーとの合意形成の上で、地域全体での脱炭素化を加速する」という記載に適合しているのか、「検討・推進」の中間報告を審議会に対してもお願いします。	ご指摘の脱炭素地域づくり事業につきましては、地球温暖化対策地域推進計画に基づき実施する事業です。事業を推進していくため、国が6月に実施する脱炭素先行事業へ応募する予定で、現在、地元への説明や提案内容についての検討を行っているところです。 詳細は、以下のHPをご覧ください。 < https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.city.setagaya.lg.jp%2Fmokuji%2Fsumai%2F011%2F010%2Fd00205584.html&data=05%7C02%7Cueharama%40mb.city.setagaya.tokyo.jp%7Cd287b89fcd2d4a1a2e5008dc625e7d64%7C4bf764db51be4ffdb877e85a80b14f65%7C0%7C0%7C638493405166123063%7CUnknown%7CTWfPbGZsb3d8eyJWIjoimC4wLjAwMDAiLCJQIjoiv2IuMzIiLCJBTiI61k1haWwiLCJXVC16Mn0%3D%7C0%7C%7C%7C&sdat a=nX4CrcBHP299AvvY5HFdNZ9jE5h5qLq1IPpZ6i%2FLgw%3D&reserved=0 > 環境審議会は、基本的に環境に関する計画について区からの諮問に基づき、調査審議をさせていただいております。そのため、本事業も含めて個別の案件につきましては、ご報告を行ってはおりましたが、今後、特に必要性が生じた場合には、会長にご相談の上でご報告します。

令和6年第2回環境審議会 事前質問・意見

No.	委員	案件	意見・質問	内容	回答・事務局の見解
8	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	●令和5年度には「せたがや子ども気候会議」の検討・推進が記載されていましたが、今年度は記載がありません。事務事業から削除した理由を教えてください。	令和5年度に小学6年生から中学3年生までを対象に実施した「せたがや子ども気候会議」は、令和6年度の実施予定がないため、記載から削除しました。令和6年度は、対象を16歳以上とする「世田谷版気候市民会議」の準備・検討を進めます。
9	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	●環境施策総合見直し及びPR事業 令和6年度にあらたに記載された事業項目であり、施策のPDCAの観点から見直し・再構築作業は大変重要であると思います。現在「環境基本計画」の策定作業を進めていますが、策定作業に反映させることが可能なタイムラインとなっているかについて教えてください。	「環境施策総合見直し及びPR事業」は、まずは「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（令和4年度策定）を踏まえ、区の家計部門における持続可能な脱炭素化に向けて、区民や事業者による活用が進んでいない要因を調査・分析し、家庭部門の脱炭素に寄与する誘導策や普及啓発方法の再構築を行うとともに、区民・事業者自らが脱炭素行動をライフスタイル・ビジネススタイルとして実践することを主流化するためのブランディング・機運醸成を行うものです。 現在策定を進めている新たな環境基本計画との関係で言えば、素案（たたき台）第5章の1にある区民・事業者の脱炭素行動・エネルギー分野の現状や課題、対応の方向性を踏まえたものとなっています。 具体的な誘導策や普及啓発方法の再構築は今年度から検討を始めていきますが、新たな環境基本計画の策定と併せて進めていくとともに、次年度以降は環境基本計画で示される考え方をもとに、環境施策全般に対象を広げて取組みを進めることを視野に入れています。
10	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	●世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）の策定① 1月30日の審議会において同計画素案について報告がありました。質問をする時間がなかったため、同計画の実施後の報告・公表の手順について質問します。「EC0ステップせたがやの成果の公表とあわせて、毎年1回、区のホームページ等で公表する」と記載されていますが、どのようなタイミングで公表するのか教えてください。年度終了後毎年1回なのか、その場合、年度終了してから何か月後に公表されるのか、具体的な手順を教えてください。また、「EC0ステップせたがや」の報告資料のなかに「各年度の成果、内部環境監査の結果・第三者評価の結果などを環境審議会・区議会に報告する」ことが書かれています。環境配慮制度に関して公表が遅いということを指摘したことがありますが、環境審議会への報告及び公表のタイミングをあらかじめ決めておく必要があると考えます。	例年、EC0ステップせたがやの環境審議会への報告及び公表を11月頃の審議会で行っています。エネルギー使用量やコピー用紙購入枚数、廃棄物廃棄量とリサイクル率、水道使用量、自動車走行距離等の各種実績については、1年間の実績を翌年度に取りまとめ、審議会にご報告し、区ホームページの公開も11月に行っています。今後の報告も、基本的には、従来と同様に、11月審議会での前年度実績の報告を予定しています。 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画を推進するシステムが環境マネジメントシステム「EC0ステップせたがや」です。第5期計画に基づき環境マネジメントシステムを推進している令和5年度実績を報告する令和6年11月環境審議会での報告までは、従来の報告と概ね同様の項目（エネルギー使用量やコピー用紙購入枚数の実績など）の報告が行われる予定です。現在策定中の第6期計画の内容が報告に反映されるのは、令和6年度実績を報告する令和7年11月環境審議会からです。
11	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	●世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）の策定② なお、11月、審議会報告資料2によれば、「事務局（環境・エネルギー施策推進課）や区施設を対象とし第三者による客観的な評価を受ける（3年に1回の頻度で実施）」と記載されていますが、客観的評価とは別に自己評価をすると理解していいでしょうか？	「EC0ステップせたがや」においては、年に1回、「内部環境監査」を実施し、システムが要綱・要領や行動計画、手順等に即して適切に運用されているかどうかを判定するとともに、システムが有効に機能しているかを検証するため、環境監査を実施しています。自主的・自立的な環境監査に加え、環境マネジメントシステムの推進の仕組みの妥当性等に関して専門的知識を有する第三者から評価を受け、その客観性を確保するとともに、環境マネジメントシステムの見直しにいかしていくため、3年に1回、「第三者評価」を行います。第三者評価を実施する年については、第三者評価で環境監査を代替します。 なお、システムの妥当性を評価・確認する「内部環境監査」及び「第三者評価」と、「計画における進捗管理・評価」は目的や主旨が異なります。計画の進捗管理・評価は、毎年度の実績報告で行っています。
12	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	●世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）の策定③ 昨年度6月の審議会報告事項（報告資料2）において、審議会に対して素案の報告（予定では昨年11月）に加えて、審議会（案の報告）が1月に予定されていました。審議会への報告は、素案の報告と案の報告が区別されていました。1月30日の報告資料2において、素案の報告は行われました。そしてこの報告資料2では審議会への案の報告をやらないで、7月指針改定となっています。これも1月審議会で質問する時間がなかったので、質問です。審議会への案の報告をやらない理由を教えてください。	直近のスケジュールではなく、次年度の審議会の開催月が未定だったため、スケジュールへは記載していませんが、環境審議会への案の報告は行う予定です。 議会報告のスケジュール上、策定時期が令和6年9月策定に変更される予定ですが、策定前に案の報告を行います。
13	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	●公共施設省エネ指針の改定に向けた検討 上記と同様の質問です。昨年度6月の審議会報告事項（報告資料3）において、審議会に対して素案の報告（予定では昨年11月）に加えて、審議会（案の報告）が1月に予定されていました。上記と同じように、素案の報告と案の報告が区別されていました。1月30日の報告資料3では、素案の報告として行われました。そして審議会への案の報告をやらないで、7月指針改定となっています。上記同様に、1月審議会で質問する時間がなかったので、審議会への案の報告をやらない理由を教えてください。 審議会を開催するタイミングを失ったのが理由であるならば、なんらかの方法で案の報告がなされる必要があると思います。 なお、「みどりの行動計画及び生きもののつながる世田谷プラン行動計画」では、11月に素案、1月に案が審議会に報告としてあがって来ています。	直近のスケジュールではなく、次年度の審議会の開催月が未定だったため、スケジュールへは記載していませんが、環境審議会への案の報告は行う予定です。 議会報告のスケジュール上、策定時期が令和6年9月策定に変更される予定ですが、策定前に案の報告を行います。

令和6年第2回環境審議会 事前質問・意見

No.	委員	案件	意見・質問	内容	回答・事務局の見解
14	菅井委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	●環境配慮型住宅の推進 令和6年度は「エコ住宅補助金」の手続き簡素化と補助内容の見直しを行ったと記載があり、令和5年度については「令和5年度より、一部のメニューについて新築住宅も補助の対象とし、施工業者は区外事業者も対象に加え拡大した。また補助率・上限額の一部拡充を図った」とありました。この令和5年度の推進策による成果（前年度との比較）をどのように評価しているか教えて下さい。	全体の実績としては、交付件数が令和4年度の529件から令和5年度の920件に増加しました。個別メニューでは、補助要件を拡大した太陽光発電システムについては、令和4年度の3件から令和5年度の152件に増加、補助要件および補助率の拡充を図った太陽熱ソーラーシステム・太陽熱温水器システムについては、令和4年度の0件から令和5年度の1件に増加、補助額の拡充を図った家庭用燃料電池（エネファーム）については、令和4年度の153件から令和5年度の200件に増加しました。これらの補助件数拡大は、住宅から排出される二酸化炭素の削減に一定の貢献があったと評価しています。
15	豎山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	第4章. めざす将来像について 1. 区の特徴 世田谷区の太陽光発電設備の設置ポテンシャルは都内最大だが、設置率は3.3%と記載されています。再エネ導入は今後の地球環境分野の最重要課題と考えますので、以下ご教示下さい。 ①世田谷区内のポテンシャル及び設置率の住居形態別（戸建て、マンション、団地等）比率のデータがあればご教示下さい。 ②他の23区（住宅地域主体の区）と比較して3.3%という数値はどう評価して良いのでしょうか？ 相対的数値が同程度なら共通課題・施策が、低いならば世田谷区独自課題・施策があるものと推測しますのでご教示下さい。	①住居形態別のデータはございません。 ②太陽光発電設備の設置ポテンシャルに対する既設置量の割合は、23区内では4番の高さとなっております。なお、太陽光発電設備の設置ポテンシャルは「REPOS/環境省再生可能エネルギー情報提供システム（令和3年度）」、既設置量は「経済産業省再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公開ウェブサイト（2022年12月末）」の数値を参考としております。 【参考】23区内の太陽光発電設備の設置ポテンシャルに対する既設置量の割合 1位：足立区 2位：葛飾区 3位：練馬区
16	豎山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	第4章. めざす将来像について 2. 階層ごとの将来像 ・用語、記載方法についての意見 この章は、区民に計画を理解してもらう為に重要な章と考えます。それだけに、区民が理解し易い様に、解り易い用語・平易な表現及び定義が特に求められると思います。将来像の記載に際してはこの点を留意して頂きたいと思います。特に一般区民に身近でない「地球環境」の将来像では、「脱炭素」という言葉自体が区民に馴染みが薄いにも関わらず、明確な定義がされないまま、「脱炭素」に変容したライフスタイル、地域社会、街づくり云々と「脱炭素～」が続いています。具体的なイメージも項目が列挙されているだけなので、内容が区民にはわかりにくいと感じます。先ず「脱炭素ライフスタイル」について、ざっくりとした定義し、事例を項目毎に解り易く整理して頂きたいと考えます。	ご指摘のとおり、記載にあたっては、わかりやすい用語・平易な表現に留意したいと思います。また、「環境」に対する取り組みは「脱炭素」だけではなく、「地球環境」「自然環境」「生活環境」という各階層において様々であり、ライフスタイル全般からのアプローチが必要であるため、「世田谷ライフスタイル」というコラムの中で「脱炭素」についても、触れたいと考えております。 コラムの記載にあたっては、「脱炭素」も含め、環境に対する広く、わかりやすい取り組み事例にも触れることで、「世田谷ライフスタイル」をイメージしやすいように工夫いたします。また、記載する場所についても、ご意見をもとに、検討いたします。
17	豎山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	第5章 分野ごとの方向性 1. 脱炭素行動・エネルギー （1）脱炭素行動・エネルギー（区民）での質問・意見 「炭素型ライフスタイル」課題・方向性の中心となるが、その定義を「コラム：世田谷ライフスタイル」で行うならば、考え方を示して頂け無いでしょうか？又、記載する場所は、前章（4-2）の方が適切だと思います。	
18	豎山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	第5章 分野ごとの方向性 2. 建築・地区街づくり ・東京都の連携についての意見 建築規制・助成金について課題・方向性で都との連携の事例が上げられています。区内は、都道・都営団地・都施設等都在が設置・管理している物件が多数有ります。環境面、特に都も重点としている脱炭素計画・施策で、より広い分野で都・区の連携強化、一体なった対応を進めるべきと考えます。	東京都との連携は重要だと認識しており、計画においても連携を記載しております。
19	豎山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	第5章 分野ごとの方向性 5. 農 ・農を従来の「みどり」分野でなく、独立した分野とする事への質問・意見 議論を戻してすみませんが、農を独立分野として捉える事ついて、十分な説明と議論が無かった様な気がします。農地減少が緑被率減少に大きく影響、農業の環境面の影響は理解しますが、根本的な課題解決（面積、効率化、後継者等）は国全体の課題となっており、区としての対応は「みどり」の範疇で出来る事を考えていく事が現実的だと思いますが、事務局・委員の皆様は如何お考えでしょうか？	ご指摘のとおり、「農」と「みどり」は関係性の深い分野である一方、経営農地の宅地化や、農業従事者の減少など「農」独自の課題もあるため、現時点の「素案たたき台」では独立とした分野としています。
20	豎山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	消費を追加キーワードとする事についての要望・意見 本件も議論を戻してしまい、申し訳ないですが、「消費」を追加のキーワードとする事ついて、事務局・審議委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。「消費」は「脱炭素ライフタイル」の重要なファクターと考えられます。又、エンカル消費の考え方はエネルギー、住宅、交通、農（地産地消）、資源循環等の環境施策を考える視点、進める手段として重要であり、相互に関係していると思います。追加キーワード（分野）として検討すべきでは無いでしょうか？	「消費」は「資源循環」と密接に関わっているため、現時点の「素案たたき台」では、項目名を「資源循環」とし、の中で「エンカル消費」を記載しています。

令和6年第2回環境審議会 事前質問・意見

No.	委員	案件	意見・質問	内容	回答・事務局の見解
21	豎山委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	第6章 分野横断の取り組み 5. 相乗効果を生む取り組み ・社会人層への教育・啓発についての質問 担い手としての若者（学生）教育の重要性は理解できます。しかし、温暖化等への関心が相対的に低い社会人層への啓発・働きかけは、この層が社会の中核であり、環境に関する消費行動・投資行動の中心である為、最重要課題と考えます。この層への取り組みはどう進めるのでしょうか？又、その為の新しい手段とも考えられる「脱炭素先行地域」を区としてはどの様に進めようとしているのでしょうか？取り組みの現状と課題についても教えて下さい。	ご指摘の通り、温暖化等への関心が相対的に低い社会人層への啓発・働きかけは重要な取り組みになります。このことは、第7章の「区民等と環境との関係性の再構築」にもつながる課題であると思います。「脱炭素先行地域」についての区の取り組みについては、上記「7」の回答と同様になります。
22	豎山委員	その他	意見	・第二回審議会での菅井委員意見の取り扱いについて要望 菅井委員からだされた審議会に関する意見に対して、中西部長からは、審議時間の確保・委員の意見を聞く時間を確保する点については、運用の問題であり、考えてみるとの発言がありました。個別に協議された事項も含めて検討結果を、共有させて頂きたいと思います。できれば、7月審議会時に時間をとりの、本件についての報告・意見交換をさせて頂ければ、今後の審議会活性化に寄与するものと考えますので、宜しくお願い致します。	
23	井上委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	P. 13 少し本題とそれますが、理念の中に93万人という記載がありますが、P. 16の24年1月1日のデータではまだ918, 141人なので92万人とは言えても、93万は少し違う気がします、いかがでしょうか？	ご指摘の通り、p 13の図の記載を「9 2 万」に修正します。また、人口などのデータについては、適宜更新をまいります。
24	井上委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	P. 20 リサイクル資源回収率が23区で一番多いとありますが、これは約92万人の人口で練馬区より18万人多いのである意味当然の結果かと思います。一人当たりのごみ排出量での記載もありますが、区民一人当たりのリサイクル率という視点で見たらどうなのでしょう？	世田谷区の区民一人当たりの資源回収量は51. 2Kgで、23区内では17番目の数値となっております。【参照】清掃事業年報別冊（令和4年度）、住民基本台帳人口（令和6年1月1日）
25	井上委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	地球環境の具体的イメージで「大規模な蓄電池や水素ステーションが設置され・・・」とありますが、個人的に唐突感があり、果たして具体的にイメージできる区の姿なのか疑問を感じました。新庁舎やどこかで大規模な蓄電池や水素ステーションを設置する計画等があるのでしょうか？個人的にはそういったものを設置する大規模な事業者も区内にはないような気がします。	現段階で大規模な蓄電池や水素ステーションを設置する計画はありませんが、該当箇所は、2050年の将来像をイメージできるよう、具体的な内容を例示的に記載したものになります。
26	井上委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	生活環境についてですが、2050年には今以上に”空き家”もでてきていると思います。世田谷区は人口割合も多いので空き家の数も23区で一番多かったと思いますが、空き家問題にも触れるべきかと思います。朽ちていく空き家とその地域の関係性は十分な環境問題かと思います。	
27	井上委員	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	これはどこの箇所ということではないですが、ダイバーシティ・多様性に触れる必要もあるのではないかと思います。確か区内に住んでる外国籍の方も2万人ほどいたかと思いますが、これからもっと外国人の方が移り住んでくることもあるでしょうし短期で旅行で滞在される訪日外国人も増えると思います。そういった多様な方との共生的なところ、景観や治安を守るところも触れておく必要があるように思います。（環境計画も日本語だけでなく、少なくとも英語での翻訳Verの作成とかも必要と思います）	
28	井上委員	令和6年度世田谷区みどり33推進担当部の主な事務事業	意見	（4）にある落ち葉ひろいりレーについて、こちらは個人的にも5年ぐらい参加させていただいておりますが運営が属人的になっているところもあります。今年は10周年で規模も拡張する様なお話も伺っておりますので次の担い手の育成の視点、どう持続できるのか？も是非検討願います。	担当所管部にご意見をお伝えします。また、環境基本計画第7章の議論は、地域の環境活動の持続的可能性とその支援がテーマの一つですので、併せてご議論いただければと存じます。
29	飯島委員	令和6年度世田谷区環境政策部の主な事務事業	質問	環境美化指導員についてお伺いします。どのような方々で、人数はどのくらいいらっしゃるのでしょうか？また街を巡回していただいていると思いますが、どのようなパターンで回っておられるのでしょうか？よろしく願います。	環境美化指導員は、区が警備会社に委託し、路上喫煙等を行わないよう指導・啓発に取り組んでいます。実施に関しては、月15日従事とし、通常2名1組体制で実施し、約20箇所の駅周辺等を巡回しています。